

4 手当を受ける時の手続き

手当を受けるには、住所地の市町村の窓口にて、必要書類を添えて請求手続きを行ってください。その後、県知事（町村の場合）又は市長の認定を受けることにより、手当が支給されます。

5 児童扶養手当を受けている方の届出の義務

児童扶養手当を受けている方は、次のような場合に、市町村の窓口にて各種の届出をする必要があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになったりしますので、必ず忘れずに提出してください。

現 況 届	手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に住所地の市町村役場に提出することになっています。なお、この届出をしなかった場合には、その年の11月以降の手当を受けることができません。また、2年間この届を提出しなければ受給資格がなくなります。
一部支給停止適用除外事由届出書	手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する方で、一部支給停止適用除外事由に該当するとき（詳しくは、P3「児童扶養手当の一部支給停止について」をご覧ください。）
資格喪失届	受給資格がなくなったとき（下の注意事項をご覧ください。）
額改定届・請求書	対象児童の数に増減があったとき
氏名変更届 住所変更届	氏名や住所を変更したとき（県外等に転出するときは、転出前にも届け出てください。）
公的年金給付等 受給状況届	国民年金、厚生年金などの公的年金や遺族補償を受けることができるようになったとき こどもが年金の加算対象になったとき 受給している公的年金やこどもの加算額が変更になったとき（毎年6月上旬に改定通知がお手元に届きます。）
その他の届	銀行口座の変更、証書の亡失 受給者が死亡したとき 所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

ご注意！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず**資格喪失届**を提出してください。届出をしないまま手当を受けてしまうと、その**期間の手当を全額返還していただく**ことになります。

- ① 手当を受けている**父又は母が婚姻**したとき（内縁関係、異性との同居なども同じです。）
- ② 対象児童を**養育、監護しなくなった**とき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含みます。）
- ③ 遺棄していた児童の父又は母が帰ってきたとき（こどもの安否を気遣う電話、手紙などの連絡があった場合を含みます。）
- ④ 児童が手当を受けている母（又は父）とは別の、父（又は母）と生計を同じくするようになったとき（父又は母の拘禁が解除された場合を含みます。）
- ⑤ その他受給要件に該当しなくなったとき（死亡、国内に住所がなくなったときなど）

★手当証書 証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

★罰 則 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

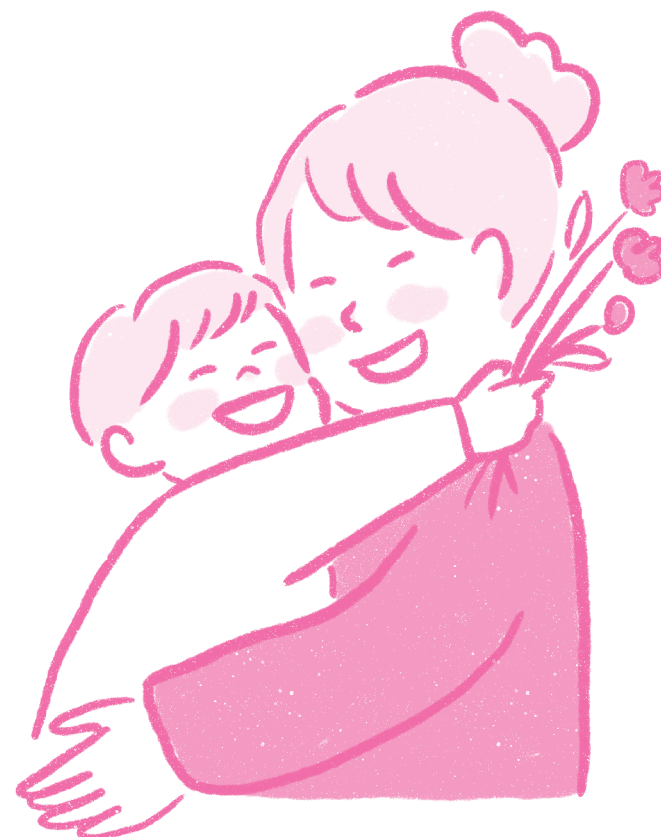
請求の手続きや制度の仕組みなど、詳しくはお住まいの市町村児童扶養手当担当課におたずねください。

お問い合わせ先

発行元：和歌山県共生社会推進部多様な生き方支援課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2493/FAX 073-441-2501
（令和8年7月10日発行）

令和8年度版

児童扶養手当の しおり



児童扶養手当とは

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のために手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

離婚などにより、ひとり親となった家庭の親、父母に代わって、その児童を養育している方、あるいは父母が一定の障害の状態にある家庭の親に対し支給されます。

【和歌山県】

1 児童扶養手当を受けることができる方

次の①～⑧のいずれかの条件にあてはまる児童（※1）を監護している母、児童を監護し、かつ生計を同じくしている父、または児童を母（父）に代わって養育している方

- ① 離婚………父母が婚姻を解消した児童
- ② 死亡………父（母）が死亡した児童
- ③ 障害………父（母）が一定の障害にある児童
- ④ 生死不明………父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 遺棄（※2）…父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 保護命令………父（母）がDV保護命令（※3）を受けた児童
- ⑦ 拘禁………父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ その他………母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

（※1）児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で一定の障害がある方。
（※2）遺棄とは、父（母）が児童と同居しないで、日常生活における児童の衣食住などの面倒も含め監護義務を全く放棄している状態をいいます。父（母）が単身赴任や入院等のため別居している場合、また、一度でもこどもの安否を気遣う電話や手紙があるときは、監護意思があると考えられ、遺棄には該当しません。
（※3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令。

ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- ① 児童や請求者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 父（母）が婚姻しているとき
（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある時を含む。ただし、①の③～⑦の場合を除く。）
- ④ 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくしているとき（父障害該当の場合を除く）
請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき（母障害該当の場合を除く）

◎公的年金等と児童扶養手当の併給

- ◆請求者又は児童が、公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している場合、その月額相当額と児童扶養手当月額を比較し、差額分が手当額となります。
- ◆請求者が障害基礎年金を受給している場合、年金額ではなく子の加算額と児童扶養手当の額との差額分を受給できます。

2 手当支給の所得による制限について

手当の額は、請求者・生計同一の扶養義務者の**所得による制限**があります。前年（1月から9月の間に請求する場合は前々年）の所得が下表の額以上の方は、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部が支給停止になります。

◎所得制限限度額表

扶養親族等の数	令和7年分所得（令和8年11月分手当から令和9年10月まで）		
	請求者（本人）		扶養義務者等（※）
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	6 9 万 円 未 満	2 0 8 万 円 未 満	2 3 6 万 円 未 満
1 人	1 0 7 万 円 未 満	2 4 6 万 円 未 満	2 7 4 万 円 未 満
2 人	1 4 5 万 円 未 満	2 8 4 万 円 未 満	3 1 2 万 円 未 満
3人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算
所得制限加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族・特定扶養親族1人につき15万円		老人扶養親族 （扶養親族等と同数の場合は1人を除き） 1人につき6万円

※ 配偶者又は請求者の民法第877条第1項に定める扶養義務者（請求者の父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）

★所得額の計算方法★

★所得額 = 年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等） + 養育費（年間）の8割相当額（※1）－ 80,000円（社会保険料相当分）－ 下記の諸控除（※2）

諸 控 除 の 額	●寡 婦 控 除 ……27万円（※2）	●特別障害者控除 ……40万円
	●ひとり親控除 ……35万円（※2）	●配偶者特別控除
	●障 害 者 控 除 ……27万円	●医療費控除
	●勤労学生控除 ……27万円	●特定親族特別控除 等
……地方税法で控除された額		

（※1）養育費とは、請求者が母の場合、母又は児童がその児童の父から、請求者が父の場合、父又は児童がその児童の母から、扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等です。
（※2）請求者が母又は父の場合、寡婦控除、ひとり親控除は控除しません。

3 手当の額と支払日

手当は、県知事（町村の場合）又は市長の認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回（奇数月）、支払日の前月までの分が支払われます。

手 当 額	月 額	全 部 支 給	一 部 支 給
	第 1 子	48,050円	48,040円～11,340円（10円単位）
	第2子以降	11,350円	11,340円～5,680円（10円単位）

（令和8年4月分～令和9年3月分）

◎一部支給額の計算方法

10円未満四捨五入
★手当額 = 〈第 1 子〉48,040円－（所得額－所得制限限度額）×0.0264029
〈第2子以降〉11,340円－（所得額－所得制限限度額）×0.0040719
※所得制限限度額とは、P2の表のうち「請求者（本人）」の「全部支給」欄の額（扶養親族等の数に応じて加算あり）のことです。

令和8年度
支給日

5/11
（3月・4月分）

7/10
（5月・6月分）

9/11
（7月・8月分）

11/11
（9月・10月分）

1/8
（11月・12月分）

3/11
（1月・2月分）

～児童扶養手当の一部支給停止について～

父または母への児童扶養手当については、手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する月の翌月から、手当額の一部（2分の1）が支給停止になります。

ただし、下記の「一部支給停止適用除外事由」に該当する方は、必要な手続きを行えば一部支給停止になりません。

- 受給から5年を経過する等の要件に該当する方には、お住まいの市町村から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されます。
- 下記事由に該当する場合は、8月1日から8月31日までの間に現況届と併せて、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び関係書類を提出してください。
- 手当の受給から5年を経過する等の要件に該当後の現況届時には、毎年同様の手続きが必要となります。
- 手当が全部支給停止となっている方は手続き不要ですが、所得の状況の変化等により、手当が支給されるようになった場合は、速やかにこの手続きを行う必要があります。

【一部支給停止適用除外事由】

- ①あなたが就業している
- ②あなたが求職活動等の自立を図るための活動をしている
- ③あなたに身体上または精神上の障害がある
- ④あなたが負傷、疾病等により就業することが困難である
- ⑤あなたが監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護等の状態にあり、介護のため就業することが困難である